

雇用調整助成金 計画届関係

事業所 提出書類一覧

(初回用 R5.7月以降に判定基礎期間の初日がある休業等分)

R05.07

No.	必 要 書 類	事業所 確認欄	安 定 所 確 認 欄
1	様式第1号(1) 雇用調整助成金 休業等実施計画(変更)届 ※1 裏面も必要です。		
2	様式第1号(2)・様式第2号(2) 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 ※2 裏面も必要です。		
3	最近3カ月及び前年同期の月ごとの売上高、生産高等を確認できる資料 〔生産月報、月次損益計算書、総勘定元帳の売上勘定など〕 ※3 上記2の確定した数値が確認できるもの		
4	様式第1号(4)・様式第2号(3)雇用調整実施事業所の雇用指標の状況に関する申出書		
5	派遣労働者を受け入れている場合は、最近3カ月及び前年同期の月ごとの人数がわかる派遣先管理台帳の写し		
6	雇用調整の実施について労働組合等との間で締結した休業協定書（教育訓練を実施する場合は教育訓練協定書）の写し ※4 「雇用調整助成金ガイドブックのP26」に記載の項目の協定が必要です。		
7	休業協定書等に署名又は記名した労働者代表が、当該事業所の労働者の過半数を代表するものであることが確認できる以下の書類 a【労働組合がある場合】当該事業所の組合員数を確認できる「組合員名簿」など b【労働組合がない場合】労働者代表選任書（労働者の過半数以上の署名又は記名が必要） ※5 上記a、bいずれの場合も、作成年月日は休業協定の締結前まで。 ※6 労働者代表選任書は、労働局HP（下欄のURL）を参照		
8	企業の業務内容を確認できる書類〔会社案内パンフレット、法人税確定申告書（写）、定款などの写し〕		
9	常時雇用する労働者数の数を確認できる資料〔会社組織図、労働者名簿又は社員名簿（所属が記載されているもの）〕		
10	賃金締切期間、所定労働日、所定労働時間、賃金構成を確認できる資料 〔就業規則、給与規定、年間休日カレンダー（現年度分と前年度分）、勤務日程表など〕 ※7 カレンダー・勤務日程表は支給対象期間に係る部分まで、順次必要となります。 ※8 前々年度の賃金総額で助成額を算定する場合は、前々年度分のカレンダー・勤務日程表が必要です。		
11	対象期間分及び対象期間前1年分の所定労働日がわかる、年間休日カレンダー、年間勤務カレンダーなどの資料		
12	休業等を実施する事業所が、変形労働時間制、事業場外みなし労働時間制又は裁量労働制を取っている場合は、これらに関する労働組合との協定書や労働基準監督署に届け出た際の届出書の写し		
13	その他 労働局長、公共職業安定所長が必要と認める書類 (例)「月別事業活動の状況」など必要に応じて求めるもの 本表に記載ないもので必要がある場合は、別途、提出を依頼します。		

◎ 教育訓練を実施する場合(上記1~13の書類のほかに下記の書類が必要です)

14	様式第1号(3)・様式第5号(3) 計画一覧表、実績一覧表及び所定外労働等の実施状況に関する申出書 ※9 裏面も必要です。		
15	通常実施している教育訓練の内容を確認できる「就業規則」などの書類（入社時研修、新任管理職研修等）		
	【事業所内訓練 ※10】 ※10 事業主が自ら実施するものであって、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区分して、受講する労働者の所定労働時間の全一日又は半日（所定労働時間の全一日より短く3時間以上行われているもの）		
16	教育訓練実施予定カリキュラム等 ※11 訓練科目、期間、日ごとに実施場所及び実施時間帯、受講者氏名、講師、実施内容がわかる書類		
17	生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区分して行われる訓練であることが確認できる書類		
18	教育訓練講師プロフィール ※講師の資格、免許、経歴等が記載されたもの		
	【事業所外訓練 ※12】 ※12 事業所内訓練ではなく、受講する労働者の所定労働時間の全一日又は半日（所定労働時間の全一日より短く3時間以上行われているもの）		
19	教育訓練実施予定カリキュラム等 ※13 実施主体、対象者、訓練科目、カリキュラム、期間、実施内容がわかる書類		
20	事業所外訓練であることを示す書類 ※14 訓練申込書・契約書、訓練費支払領収書等の受講料の支払いを証明する書類		

* 申請様式については、厚生労働省HP(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080400.html>)よりダウンロードできます。* No7「労働者代表選任書」の様式例については、埼玉労働局HP(https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin.html#1)を参考にして下さい。

○特例事業主(対象期間1年未満)で判定基礎期間の初日が令和5年4月1日以降の場合は、再度、生産要件と雇用量要件を確認しますので、No2とNo4の様式が必要となります。

○解雇を予告された者、退職届・願を提出した者、事業主による退職勧奨に応じた者、雇入れ後6カ月未満の者、又は特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金等の他の助成金と支給対象期間が重複している労働者は、雇用調整助成金の支給対象になりません。

○対象期間の所定労働日数が合理的な理由なくその直前の1年間より増加している場合は、休業等を行った日数から増加した日数を差し引いて支給します。